

緊急事態宣言下における保育所等の登園自粛要請について

現在、緊急事態宣言下における保育所等の運営につきましては、本市行政運営方針を踏まえ、感染防止を徹底したうえで、原則開所をお願いしているところですが、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、園児や施設職員に陽性者が確認され臨時休園となる保育所等が増加していることから、感染拡大防止を図るため、以下のとおり、保育所等の利用者に対し園児の登園自粛を要請することとしましたのでお知らせいたします。

1 登園自粛要請について

- 保育所等は感染防止を徹底した上で、原則開所いたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御家庭での保育が可能な場合には、園児の登園を控えるよう要請します。
- 園児の同居家族が濃厚接触者となった場合や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合にも、園児の登園を控えるよう要請します（ただし、症状が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合や、PCR検査等において陰性が確認されている場合はこの限りではありません）。
- 在宅勤務の場合、通勤に要する時間帯の利用を控えるなど、利用時間の短縮の協力を要請します。

2 登園自粛要請期間について

令和3年8月12日（木）～8月31日（火）（緊急事態宣言期間終了まで）

3 保育料の減額について

登園自粛要請期間中の保育料（利用者負担額）につきましては、登園しなかった日数に応じて減額します。

（認可保育所の運営に関すること）

担当：川崎市こども未来局保育事業部保育第1課 荒井

電話：044-200-2686

（地域型保育事業、川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園の運営に関すること）

担当：川崎市こども未来局保育事業部保育第2課 長田

電話：044-200-3948

(公立保育所の運営に関すること)

担当：川崎市子ども未来局保育事業部運営管理課 岡田

電話：044-200-2609

(認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）の運営に関すること)

担当：川崎市子ども未来局子育て推進部幼児教育担当 佐藤

電話：044-200-3794

(保育料に関すること)

担当：川崎市子ども未来局子育て推進部保育対策課 島崎

電話：044-200-3630